

施 運 第 407 号
平成27年 8月18日

北海道介護支援専門員協会会長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について

日頃から、北海道における介護保険行政に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示）に規定されている「特定事業所集中減算」の適用については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）により、判定方法等が示されているとおりでありますが、平成27年度介護報酬改定により、正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、対象となるサービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与に限定されていたものが全居宅サービスに拡大され、特定の事業所の割合についても90%から80%を超えている場合等に改正されました。

つきましては、北海道知事が指定する居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算について、次のとおり取り扱うこととしましたのでご協力賜りますとともに、周知について特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本通知は平成27年9月1日（平成27年9月1日～平成28年2月末日の平成27年度後期判定期間分）から適用することとします。

記

- 1 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて
別紙「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」のとおり
- 2 送付書類
 - (1) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の取扱いについて
 - (2) 様式1
 - (3) 様式2
 - (4) 特定事業所集中減算Q&A

事業指定グループ 011-204--5935
